

小海町障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第9条第1項の規定により、町は障がい者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定める。

2 適用範囲

この調達方針は、町の全事務部局を対象とする。

3 調達の対象となる障がい者就労施設等

町内の施設を中心に佐久地域の施設とし、物品等の調達が可能な施設とする。

4 調達物品等及び調達目標

優先的に調達すべき物品等及び町が達成すべき調達の目標額は、次のとおりとする。

区分	種別	目標額（千円）
物品	食品類	300
役務	清掃等	50
合計額		350

5 調達の推進方法

- (1) 町は、障がい者就労施設等から調達可能な物品購入及び役務提供についての情報を収集し、これらの情報をもとに、各事務部局に対し障がい者就労施設等への優先調達を依頼する。
- (2) 障がい者就労施設等への調達にあたっては、発注可能な物品等を各事務部局において十分に検討する。

6 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 町における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、町ホームページにより公表する。
- (2) 1年間の調達実績については、翌年度の5月末までに実績を取りまとめ、町ホームページ等により公表する。

7 当該調達方針に基づく相談窓口

この調達方針に基づく町民及び障がい者就労施設等からの相談窓口は町民課とし、調達に関する窓口は各発注担当課とする。